

水俣市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）のうち、令和8年度前期分を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告等を公表する。

令和8年8月25日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：市長公室所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 7 年度市長公室所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（市長公室）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 4 月 7 日（火）から令和 8 年 4 月 8 日（水）まで

(2) 本監査 令和 8 年 4 月 30 日（木）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

(1) 支出事務について

ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和8年2月、1件) (秘書係)

イ 切手受払簿に記載されている切手の残数と、実際の切手の残数が一致していないものがあった。(110円切手) (秘書係)

ウ 旅費の支給について、概算払で支給すべきところ、通常払いにより、出張から5か月後に支出を行っているものがあった。これでは立替払いとなり、出張者や旅行役務提供者に負担となっている。出張の際は、その都度命令し、支出を行うようされたい。(秘書係)

(ア)第137回九州市長会(代理出席)(R7.10.21～22)

(イ)全国道の駅連絡会総会(R7.10.21～22)

3 注意事項

(1) 収入事務について

ア 会計事務規則では、「月額で定めた納期限は、納入通知書等を発行する日から15日以内における適宜の日」と定めてあるため、広報水俣広告掲載料の納期限は調定日から15日後を設定してある。しかし、納期限から25日～32日の支払い遅延が発生している(4件)相手方が一社あった。

改めて、支払い条件について確認されたい。(広報係)

(2) 支出事務について

ア 復命書が作成されていないものがあった。(秘書係)

(ア)花蓮太平洋国際ドラゴンポートフェスティバル視察・台中市大安区友好交流協定締結式等(R7.10月25日～28日)

イ ETCカード使用管理簿に記載はあるが、出張命令管理簿に記載がないものがあった。(令和8年4月、2件) (秘書係)

ウ 切手受払簿に記載されている切手の残数が、記載ミスにより誤っているものがあった。(10円切手) (秘書係)

(3) 契約事務について

ア 単価契約書に 200 円のところ 400 円の収入印紙が貼付されていた。

(ア)物価高騰対策生活応援商品券発送業務

(政策調整係)

(4) 財産管理事務について

ア 備品台帳に金額が入力されていないものがあった。

(広報係)

(ア) HDD

(イ) HDMI ケーブル

イ 備品台帳の金額が税抜金額になっていた。

(広報係)

(ア) 広報用カメラレンズ (2種類)

4 意見・提案事項

(1) 経営に係る事業管理について

秘書係の旅費精算が遅れている事例が散見される。出張手配については旅行会社等へのアウトソーシング等により職員の負担を軽減し、本来の秘書業務に専念させられないか。総務課と協議してはどうか。

また、現場での実費支払いについて、法人カードの導入及び活用について検討されたい。

5 その他事項

特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：市民課所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 7 年度市民課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（市民課）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 4 月 14 日（火）から令和 8 年 4 月 15 日（水）まで

(2) 本監査 令和 8 年 4 月 30 日（木）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

(1) 支出事務について

ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和7年6月1件、11月2件) 年金医療保険係)

イ 時間外勤務命令簿に実施の記録はあるが、手当が支給されていないものがあった。(令和7年4月 戸籍住民係)(令和8年1月2件 年金医療保険係)

3 注意事項

(1) 共通的事項について

ア キャッシュレス決済端末導入に伴う指定納付受託者の指定について、地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定し、「水俣市会計事務規則第26条の規定により告示」しているが、「同法231条の2の3第2項の規定により告示」としたほうがよいと考える。(戸籍住民係)

(2) 収入事務について

ア 調定の取消しもれがあり、調定が重複している。(2件) (戸籍住民係)

イ 調定の取消しもれがあった。(1件) (戸籍住民係)

ウ 窓口で収納した現金を2日分、または3日分まとめて市金庫に収めているのが散見された。会計事務規則にある通り速やかに払い込みを行われたい。(戸籍住民係)

(3) 支出事務について

ア 時間外勤務命令簿において、訂正印がないものがあった。(令和8年3月 戸籍住民係)

イ 復命書は作成されているが、出張命令管理簿に記載がないものがあった。(3件) (年金医療保険係)

(4) 契約事務について

ア 随意契約の見積結果表の執行責任者と事務従事者を記載する欄に、職員名が一人しか記載していなかった。(戸籍住民係)
(ア)住民基本台帳ネットワークシステム及び機器の保守業務

イ 単価契約の場合、予定価格は単価で記載されるべきであるのに、予定価格の欄に想定される件数での総額を記載しているものがあった。(年金医療保険係)
(ア)令和7年度水俣市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務

- ウ 複数の業務の単価契約を行う際に、1 業務の単価のみ表記し、他の業務についての単価を記載していなかったため、年度途中で変更契約を行っているが、それにより、相手方に過大な印紙を負担させている。 (年金医療保険係)
(ア)令和7年度水俣市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務
- エ 単価契約の契約書に200円のところ400円の収入印紙が貼付されているものがあつた。 (年金医療保険係)
(ア)令和7年度水俣市国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務
(イ)令和7年度水俣市特別調整交付金(結核・精神)申請に係る診療報酬明細書調査集計業務委託契約
- オ 変更契約を行う際に、変更内容を記した仕様書を添付していなかった。 (戸籍住民係)
(ア)らくらく窓口証明書交付サービスシステム構築業務
- カ 検査調書及び検査結果通知書に記載されている検査日は、実際に検査を行った日を記載すべきであるが、閉庁日を記載しているものがあつた。 (戸籍住民係)
(ア)戸籍電算システム 附票・副本連携サーバー保守業務
(イ)戸籍情報システム運用保守管理料
- キ 検査調書の検査概要欄の記載事項に不備がみられた。 (年金医療保険係)
(ア)令和7年度後期高齢者医療資格確認書封入作業等業務
- (5) 財産管理事務について
ア 備品台帳に購入金額がないものがあつた。 (戸籍住民係)
(ア)窓口用軟骨伝導イヤホン
(イ)デジタルヘルスマーター
(ウ)シュレッダー
イ 備品台帳に記載がないものがあつた。 (戸籍住民係)
(ア)セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末
- (6) 経営に係る事業管理について
ア 復命書において、決裁日付印がないものがあつた。(8件) (年金医療保険係)

4 意見・提案事項

(1) 収入事務について

キャッシュレス決済を行った場合、領収書が発行されず「支払明細書」が発行されるが、領収書が発行できないことを窓口やホームページには記載されていない。領収書が必要な市民がいるかもしれないので、窓口に注意書きを記載したり、ホームページに記載したりしてはどうか。他市を参考に検討されたい。(戸籍住民係)

(2) 支出事務について

切手の購入について、年度末に大量に購入し、かつ明確な理由なく前年度より購入量を増やしている。金券と同じであり、保管も大変だと思われるので、必要量をその都度購入することはできないか。(110 円切手) (年金医療保険係)

5 その他事項

特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：総務課所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 7 年度総務課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（総務課）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 4 月 21 日（火）まで

(2) 本監査 令和 8 年 4 月 30 日（木）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

特記事項なし。

3 注意事項

(1) 収入事務について

ア 調定の消しもれがあった。

(ア)地方公務員共済組合他会計負担金 (R7 4 月分) 2 件 (職員係)

イ コピー代窓口受領簿において納入日の記載がないものがある。市金庫に納入した月日の記載及び押印等で納入状況がわかるようにされたい。 (行政管理室)

(2) 支出事務について

ア 時間外勤務命令簿において、命令課長印がないものがあった。(R8 年 3 月) (職員係)

イ 出張命令管理簿に記載されているが、復命書が作成されていないものがあった。(8 件) (職員係) (情報政策係)

ウ 切手受払簿において、訂正印がないものが散見された。(7 件) (行政管理室)

エ 産業医委託料について、業務委託期間が4月から6月までであり、6月には業務が完了しているにもかかわらず、12月に支払いを行っていた。請求書の提出が遅かったのであれば、こちらからも催促すべきである。 (職員係)

(ア)令和7年度産業医業務委託料 (令和7年4月～6月分)

(イ)産業医面接指導料 (令和7年4月～6月分)

(3) 契約事務について

ア 見積徴取時に添付している仕様書と契約書に添付されている仕様書の業務期間が異なっている。相手方には承諾を得ているとのことだが、記録を残しておくべきと考える。 (情報政策係)

(ア)もやい館側ネットワーク更新事業

イ 検査調書の検査概要欄に誤りがあった。 (職員係)

(ア)令和7年度産業医業務委託料 (令和7年4月～6月分)

(4) 財産管理事務について

ア 備品台帳一覧表に記載がないものがあった。 (情報政策係)

(ア)A4レーザー複合機

(イ)WEB会議用カメラ付きスピーカー

(ウ)USBデバイス共有サーバー

4 意見・提案事項

(1) 支出事務について

ア 出張が多い部署において旅費の支払い遅延が発生している。旅費業務の旅行会社等へのアウトソーシング等を通じて行うやり方を検討し、職員の負担感の軽減、また支払い作業を効率化できないか。(職員係)

イ 切手の交換において、切手が増えたものも、使用したものと同じ色で記載されていたので変えたほうがいいのではないか。(行政管理室)

(2) 契約事務について

多くの部署において単価契約で当月分の支払いを行っているが、その際の検査調書については整備されていないので、水俣市検査規程の様式の変更を検討されたい。(行政管理室)

(3) 経営に係る事業管理について

水俣市文書規程第9条によると、通知文には文書番号を付さなければならないが、見積書の提出依頼や契約締結についての通知文には文書番号が付されていない。契約システムを利用して文書を作成する場合、文書番号を付すことができないようだが、規定に沿った仕組みができないか、検討されたい。(行政管理室)

5 その他事項

特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：議会事務局所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 6 年度及び 7 年度議会事務局所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（議会事務局）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 5 月 11 日（月）

(2) 本監査 令和 8 年 6 月 1 日（月）

第 7 監査委員の除斥

桑原一知監査委員については、議選による監査委員のため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

第8 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

(1) 支出事務について

ア 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和7年3月)

3 注意事項

(1) 支出事務について

ア 精算が遅れているものが散見された。(5件)

イ JRを利用する際に、令和8年3月13日までは往復割引の適用があったため、片道601キロ以上ある場合は往復割引の適用の対象となるが、往復割引の適用をせず、積算しているものがあった。(1件)

(ア) 令和7年度市町村議会議員研修(こども未来会)

ウ 自家用車を使用する際に、車賃は、水俣市旅費支給条例14条第2項の規定により、「全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は、これを切り捨てる。」とあるが、端数のまま計算し、金額が誤っているものがあった。

(ア) 自民新未来・こども未来会の会派行政視察(東京都)(R8.1.20~1.22)

エ 出張命令はされているが、復命書が作成されていないものが散見された。(25件)

オ 政務活動費においても旅費の支払いにおいては水俣市旅費支給条例に規定を準用するため、実費精算となるが、領収書の添付のないものがあった。

(ア) 令和7年度市町村議会議員研修(こども未来会)

(2) 契約事務について

ア 契約書に添付されている仕様書の内容に誤りがあった。

(ア) 令和7年度みなまた市議会だより印刷業務

イ 契約書に市長印の押印が漏れているものがあった。

(ア) 水俣市議会会議録検索システム使用契約書

(令和7年4月1日~令和12年3月31日まで)

ウ 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。

(ア) 令和7年度みなまた市議会だより印刷業務

エ 契約書に1,000円の収入印紙を貼付するべきところ200円の収入印紙が貼付されているものがあった。

(ア) 水俣市議会会議録検索システム使用契約書

(令和7年4月1日～令和12年3月31日まで)

4 意見・提案事項

(1) 支出事務について

政務活動費の支出において、議員個人のクレジットカードの使用が多々見受けられ、ポイントが発生していると思われる。政務活動費は公金であり、公金を使って個人にポイントが手に入るということは、給与を与えていることであり、課税される可能性がある。職員には使用を控えるよう通知が出ているが、議員も控えるべきではないか。

5 その他事項

特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：危機管理防災課所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 7 年度危機管理防災課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（危機管理防災課）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 5 月 14 日（木）まで

(2) 本監査 令和 8 年 6 月 1 日（月）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

特記事項なし。

3 注意事項

(1) 支出事務について

ア 時間外勤務命令簿において、訂正印がなかったり、勤務命令時間の記入がないものがあった。

イ 需用費の支出において、施行何がないものがあった。(19 件)

ウ 消防団格納庫等整備事業補助金の申請において、添付書類が不足していた。

エ 自主防災組織等活動育成事業補助金において、以下の不備が見られた。

(ア)補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付確定が全て同日であった。

(イ)補助金の額が 1,000 円単位になっていなかった。

オ 自主防災組織連絡協議会への補助金の使途の中で、講師や防災士に謝金を支出しているが、所得税の源泉徴収及び納付を行っていないので、適切に処理するよう指導されたい。

(2) 契約事務について

ア 随意契約を行う際の理由について、印刷業務は水俣市契約事務規則第 14 条第 1 項第 1 号（工事又は請負の製造）を根拠とするべきだが、同項第 6 号（前各号に掲げるもの以外のもの）としていたものがあった。

(ア)水危防第 7 号 水俣市地域防災計画印刷業務

(イ)水危防第 14 号 水俣市防災フェスタ チラシ・ポスター印刷業務

イ 当方の理由により成果品の納入期限を延期した契約について、変更請書を徴する旨伺っていたが、徴していなかった。

(ア)水危防第 7 号 水俣市地域防災計画印刷業務

ウ 契約締結後に相手方の理由により業務の完了が委託期間内に終了しないことが判明し、了承した業務について、委託期間内に終了しないことが判明した時点で委託期間を変更すべきであったと考える。契約期間を変更していないまま、相手方の業務完了届が提出されているので、期間内に完了していないことになる。

(ア)水危防第 16 号 防災フェスタ会場設営業務

エ 請書に「別冊の仕様書等に従って」と記載してあるが、一緒に綴られてなかった。

(ア)水俣市消防団 ヘルメット・消火ホース消防関係装備品等の廃棄処分業務

オ 契約書に記載する個人情報の取扱いについて、表記すべき法令名が誤っていた。
(ア) 気象情報提供に関する業務

(3) 財産管理事務について

ア 避難所用備品として入札されたものが備品台帳に記載されていなかった。

- (ア) 簡易トイレ
- (イ) 炊き出しセット
- (ウ) 簡易ベッド
- (エ) パーテーション

イ 備品台帳に金額が入力されていないものがあった。

- (ア) 消火器
- (イ) パーテーション

4 意見・提案事項

(1) 支出事務について

水俣市自主防災組織連絡協議会補助金において、多額の繰越金が発生している。一時的に市補助金及び年会費を減額するなどの対応はとれないか。

(2) 財産管理事務について

消防団に配付している消防資機材の在庫を把握されているが、備品台帳にも掲載されており、数も多く、多岐にわたるので、実態にあった在庫管理をしてもらいたい。

5 その他事項

特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：福祉課所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 7 年度福祉課所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（福祉課）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 5 月 19 日（火）から令和 8 年 5 月 20 日（水）まで

(2) 本監査 令和 8 年 6 月 1 日（月）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

(1) 支出事務について

ア 会計年度任用職員の報酬と費用弁償の支給額について、残っている資料では確認できないものがあった。(令和7年6月実績分) (総務係)

イ 時間外勤務手当において、振替を命じ、振替手当で支給すべきところを、理由を示すことなく休日勤務手当で支給されていた。(令和7年4月、5月) (生活支援係)

(2) 契約事務について

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約による契約を予定している業務等(障害者施設、作業所等からの物品の購入または役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター、母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約が該当)については、水俣市契約事務規則第15条第1号の規則に定める手続により、公表することとなっているが、公表していないものがあった。

イ 国等による障害者就労支援等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第5項の規定により、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表することとなっているが、公表していなかった。

3 注意事項

(1) 支出事務について

ア 資金前渡の精算が遅れているものが散見された。

イ 切手受払簿に訂正印がないものがあった。(110円切手)(福祉支援係)(生活支援係)

ウ 委託料の見積書及び決算報告書の内容について、精査しておらず、そのままの額を委託料として決定していた。(福祉支援係)

(ア) 令和7年度手話奉仕員養成研修事業

(2) 契約事務について

ア 市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則第2条第1項第4号に規定により、民法第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結する行為を長から事務を委任された副市長が「代表」として相手方との契約を締結することになるが、「市長代理副市長」と記載しているものがあった。

- (ア) 令和7年度水俣市生活困窮者家計相談支援事業 (生活支援係)
- (イ) 令和7年度水俣市生活困窮者自立相談支援事業等業務 (生活支援係)
- (ウ) 令和7年度障害支援区分認定調査業務 (福祉支援係)
- (エ) 令和7年度訪問入浴サービス事業 (福祉支援係)
- (オ) 令和7年度水俣・芦北地域見守り活動等支援事業 (総務係)

イ 見積結果表に見積り合せの時刻が記載されていないものがあった。(生活支援係)

- (ア) 令和7年度水俣市生活困窮者自立相談支援事業
- (イ) 令和7年度水俣市生活困窮者家計相談支援事業
- (ウ) 令和7年度水俣市生活困窮者就労準備支援事業業務

ウ 実施伺で見積書比較価格を消費税込みで示し、見積書も消費税込み額で受領していたにもかかわらず、見積結果表には税抜き価格で記載しているものがあった。
(生活支援係)

- (ア) 令和7年度水俣市生活困窮者自立相談支援事業
- (イ) 令和7年度水俣市生活困窮者家計相談支援事業
- (ウ) 令和7年度水俣市生活困窮者就労準備支援事業業務

エ 実施伺で契約の相手方が3者に限定されている理由として「水俣市内で所有しているのは3者に限定されるため」として、3者との契約締結について決裁をもらっていたのに、契約の際には2者としか契約を締結していない。実際には事業統合等により2者しかなかったということだが、その経緯を残しておくべきである。(福祉支援係)

(ア) 令和7年度水俣市障害者移送サービス事業(車いす移送専用車)

オ 単価契約の場合、予定価格は単価で記載されるべきであるのに、予定価格の欄に想定される回数での総額を記載しているものがあった。(福祉支援係)

(ア) 令和7年度移送サービス事業(ストレッチャー専用車)

(イ) 令和7年度訪問入浴サービス事業

カ 契約書に記載する個人情報の取扱いについて、表記すべき法令名が誤っていた。
(生活支援係)

- (ア) 令和7年度水俣市生活困窮者自立相談支援事業
- (イ) 令和7年度水俣市生活困窮者家計相談支援事業
- (ウ) 令和7年度水俣市生活困窮者居住支援事業
- (エ) 令和7年度水俣市生活困窮者就労準備支援業務

キ 業務の完了時に報告書等の提出がなかった。(生活支援係)

(ア) 令和7年度水俣市生活困窮者家計相談支援事業業務

ク 月ごとの事業の実施状況報告書の提出がなかった。(生活支援係)

(ア) 令和7年度水俣市生活困窮者就労準備支援事業業務

ケ 契約期間内に代表者が変更になっている。その旨通知する文書がなかった。
(福祉支援係)

(ア) 外出支援事業委託料

4 意見・提案事項
特記事項なし。

5 その他事項
特記事項なし。

令和 8 年度年度財務監査（定期監査：農業委員会事務局所管の事務事業分）報告

第 1 監査の根拠 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項

水俣市監査基準（令和 2 年監査委員規程第 4 号）

第 2 監査等の種類 財務監査（令和 8 年度の定期監査として実施）

第 3 監査等の対象

令和 6 年度及び 7 年度農業委員会事務局所管の事務事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 4 監査の着眼点

「財務監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

第 5 監査等の主な実施内容

監査事務局書記による事前監査として、対象部署（農業委員会事務局）に監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査の着眼点の項目等別に分担して、書面調査、対象部課職員への聞き取り等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

監査委員による本監査として、事前調査において抽出された事項を基礎とし、監査事務局書記が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

第 6 監査等の場所及び日程

1 場所 監査事務局執務室内

2 日程

(1) 事前監査 令和 8 年 5 月 22 日（金）

(2) 本監査 令和 8 年 6 月 1 日（月）

第7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

1 勧告事項

特記事項なし。

2 指摘事項

特記事項なし。

3 注意事項

(1) 収入事務について

ア 調定をまとめて切っているものがあった。

(ア) 令和7年度農地証明手数料(2件)

イ 領収証に記載されている日付と調定書の日付が異なるものがあった。(2件)

(2) 契約事務について

ア タブレット端末モバイルデバイス管理ライセンス利用については、利用するために毎年ライセンス料を支払っているため、財産(無体財産)の買入れには当たらないと考える。よって、随意契約の根拠法令としては、水俣市契約事務規則第14条第2号(財産の買入れ)ではなく、第6号(前各号に掲げるもの以外のもの)となる。

また、契約時点では売買契約をしているが、支払時には使用料及び賃借料で支払っており、整合性がとれていない。

イ 見積結果表に見積り合せの時刻が記載されていないものがあった。

(ア) 農地中間管理システム用パソコン賃貸借(令和7年度)

ウ 前金払を行ったものについて、検査調書及び検査結果通知書を作成していないものがあった。

(ア) 農地中間管理システム用パソコン賃貸借(令和7年度)

(3) 経営に係る事業管理について

ア 「超過勤務命令簿」「ETCカード使用管理簿」「週休日・休日の振替簿」「出張命令管理簿」の文書保存基準は5年であるが、超過勤務命令簿及びETCカード使用管理簿は平成21年度から、週休日・休日の振替簿及び出張命令管理簿は平成18年から保存してある。基準に基づいた文書保存をされたい。

イ 復命書に決裁日付印がないものがあった。(8件)

4 意見・提案事項

(1) 経営に係る事業管理について

意向調査の送信・返信用として R7 年度末から R8 年度にかけて 2020 枚の 110 円切手
が使用されている。料金後納制度、料金受取人払制度を利用できないか。切手を貼る手
間が省け、返信のあった分については郵便料に加えて支払う手数料（1 件 26 円）を考
慮しても、受け取った郵便物の数だけ料金を支払えばよいので合理化につながるのでは
ないか。

5 その他事項

特記事項なし。